



消費者教育推進地区便り



三番町地区版 第3号 2019. 1

三番町地区の皆様、明けましておめでとうございます。

静岡市生活安心安全課消費生活センターです。本年もどうぞよろしくお願い致します。

戸別訪問結果報告

昨年9月より三番町地区の皆様のお宅に、消費者教育推進員の瀧が戸別訪問をさせていただいております。訪問した際には、皆様の消費者被害などの体験をお聞きするとともに、現在消費生活センターに多く寄せられている相談や、悪質商法の被害に遭わないためのポイントについてお話しさせていただいております。お忙しい中、お時間をいただきありがとうございました。皆様から伺った内容の一部ですが、ご紹介します。

また、柳町は以下の期間に訪問させていただきますので、よろしくお願い致します。すべてのお宅に訪問する訳ではありませんので、外出されていても構いません。不在の場合は、資料をポストに入れさせていただきます。

柳 町 戸別訪問期間	H3 1/1/8 (火) ~ 1/31 (木) 金、土、日、祝日は除く
------------	-------------------------------------



◆仮想通貨のパンフレットと申込書が郵送され、その後電話があり「パンフレットが届いた人だけに購入権利がある。購入希望者がいるが、権利がないので代わりに買ってこないか。お礼に5万円出す。」と言われたが、よくわからないので断った。

簡単にお金が手に入るという「うまい話」はありません。よくわからない話は、その場で契約しないようにしましょう。

◆母親が「日用品が安く買える。」と聞き近所の会場に出かけ、高額な羽毛布団を購入しようとしていた。家族が気がつき止めたので、幸い被害はなかった。



(SF商法)

安い日用品等につられて安易に会場に近づかないことが第一です。会場の雰囲気にもまれ、勧誘を断れないことがあります。



◆宅配便で荷物が届き、家族が頼んだのかと思い、代引きで数千円支払ったが誰も頼んでおらず、中身も安価な絵画だったので、だまされたと思った。

(消費者庁イラスト集より)

頼んでもいない商品を勝手に送り付けてきて、代金を払わせようとする。家族と情報を共有し、送られてきても頼んでいないものはきっぱりと断り、受け取りを拒否しましょう。

(送り付け商法)

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられている食品のことです。日本の食品ロスは年間 646 万トン、これは世界の食料援助量の約 2 倍にもなります。このうち約半分が家庭からのもので、一人当たりに換算すると、毎日茶碗一杯分の食べ物を捨てている計算になります。

食料自給率の低い日本、食料を無駄にしないために以下のことに気をつけましょう。

買物

必要な時に使い切れる分を買う
→買物に行く前に冷蔵庫内をチェック

調理

作り過ぎない。食べきれぬ分を作る
→余ったら他の料理に作り替える

外食

食べきれぬ量を注文する

賞味期限

未開封の状態でも適正に保存されている場合
→おいしく食べることができる期限
※期限が過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。
すぐに使う場合は、陳列棚手前の商品（賞味期限が近い）を購入しましょう。

消費期限

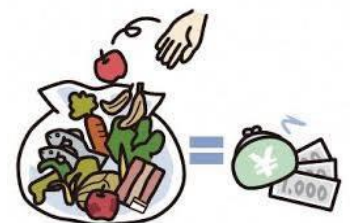
未開封の状態でも適正に保存されている場合
→食べても安全な期限

賞味期限、消費期限を正しく理解し、賞味期限を過ぎてもすぐに廃棄せず、見た目、臭い、味をチェックして総合的に判断しましょう。



食品ロスを出すことは、限りある食べ物を無駄にするばかりでなく、ゴミを増やし環境を悪化させます。

「消費者市民」として、未来にむけより良い地球環境を残すためにも、食品ロスを減らすような心がけが大切です。



「消費者市民社会」とは

私たち一人ひとりが、自分のことだけでなく、周りの人や将来生まれてくる子供たち、社会や地球環境のことを考えて物を買う、使う、廃棄のことまで考えた消費行動をし、より良い社会を目指していくことです。

原野商法の二次被害にご用心！

「原野商法で購入した土地を買い取る」などの勧誘には**注意！**

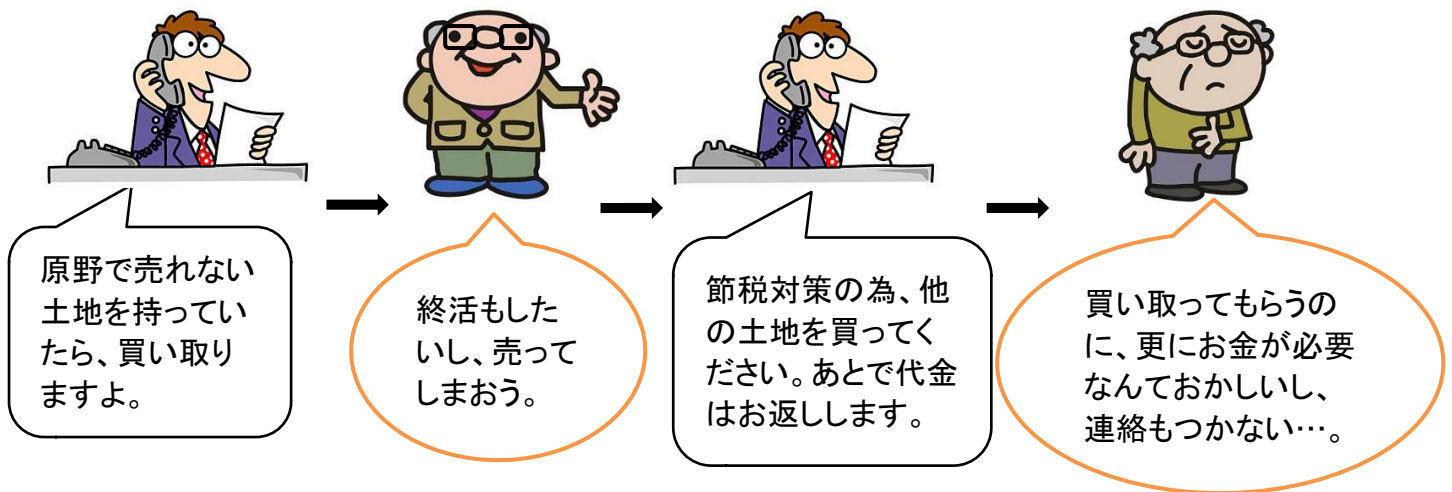
過去に原野商法(※)で土地を購入した消費者に対して「土地を買い取る」として勧誘がきますが、「他の土地を購入すれば売却時に税金がかからない」「購入費用は後で返す」「測量や手続き費用」と称して**更に代金を請求**されたりします。

「後でお金は返す」と言われても、その後、**事業者と連絡が取れなくなる**ことが多く、**一度お金を払ってしまうと取り戻すことは非常に困難**です。

少しでも**不審に感じたら**、すぐにお金を支払わずに**家族や消費生活センターに相談**しましょう。(消費生活センター ☎221-1056)

☆訪問販売や電話勧誘販売による取引は、契約書面を受け取った日から8日間は**クーリング・オフ**ができる場合もあります。

※.原野商法とは、原野などの価値のない土地を騙して売りつける悪質商法のことです。



➡ **家族や、消費生活センターに相談**しましょう。

切手
住所
会社名
住所
契約者名

通 知 書
契約年月日
販売会社名
販売会社住所
商品名(土地の場合は地番)
契約金額
上記の契約を解除します。
年 月 日

クーリング・オフの方法

- ① はがきに必要事項を記入し、両面をコピーする。
- ② 郵便局の窓口で簡易書留または特定記録郵便で出す。

☆クーリング・オフ期間が過ぎていても、契約を解除できる場合がありますので、諦めずに消費生活センターにご相談ください。

(☎221-1056)

第2回くらしの一日講座が開催されました！

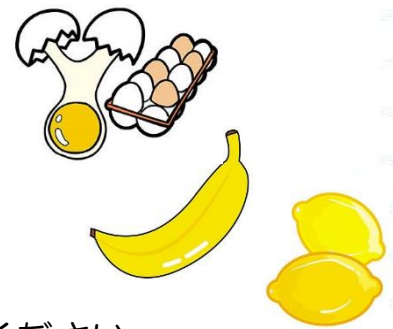
10月18日に、テレビなどでもご活躍の垣田達哉氏（食品問題評論家）を講師にお招きして「**アタタの知らない食品表示のカラクリ**」というテーマで、くらしの一日講座が開催されました。（於 静岡県教育会館）

以下講演内容の一部をご紹介します。

- 食品を購入する際の注目点として食品表示があるが、原材料名のうち「/」（スラッシュ）以降が添加物である。（移行期間なので、まだ「/」がついていない食品表示もあります。）
- 卵の黄身の色は、新鮮さや栄養価とは無関係。与える飼料の色による。
- 外食、持ち帰り総菜類の鶏肉は表示に「国産」と表示がなければ「外国産」が多い。
- 輸入果物は防カビ剤が表面についているので、よく洗ってから皮をむき、再度手を洗ってから食べた方がよい。 ☆食品を選ぶ際の参考にしてください。

名称：木綿豆腐
原材料名：丸大豆（国産）、食塩、凝固剤（塩化Mg（にがり）消泡剤
…

（これ以降が食品添加物）



悪質商法の被害にあわないために！

□ 出前講座のおしらせ □

消費生活センターでは「**悪質商法の手口と対策**」について、S型デイサービスなどの集まりに伺って30分～1時間程度「**くらしの出張教室**」を実施しています。しずおか市消費者協会「ハナミン劇団」の寸劇による啓発も、高齢者の方に好評です。消費者教育推進地区の組長会議の中で15分間程度お時間をいただき、「ミニくらしの出張教室」としても実施していますので、悪質な被害に遭わないために、是非ご利用ください。

※ご希望の方は、消費生活センター（☎221-1054）までご連絡ください。

☆官民連携による**高齢者向け安全運転セミナー**のおしらせ（講習とサポカー体験）

- ・日時：H31年2月17日（日） セミナー14時～16時、 サポカー体験会16時～（受付13時30分～）
- ・場所：ツインメッセ静岡 南館大展示場C ・参加費：無料 ・定員：先着300名（年齢制限なし） ・申込不要
- ・注意事項：サポカー体験会は人数に限りがあります。お問合せは生活安心安全課まで（☎221-1058）

発行 静岡市市民局生活安心安全課 消費生活センター

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

消費生活に関する相談は、054-221-1056 まで

（専門の相談員による相談時間：平日 9時～16時）

くらしの出張教室などの申込みは、054-221-1054 FAX 054-221-1291 まで